

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七〇
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七〇
  - 県営土地改良事業計画を変更した件 七〇
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 七〇
  - 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 七〇
  - 道路の区域を変更する件二件 七〇
  - 道路の供用を開始する件二件 七〇
- 公告
  - 一般競争入札を行う件 七三
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件 七三
  - 福島海区漁業調整委員会 七三
  - すくい網漁業について指示する件 七五
  - こうなご電気棒受網漁業について指示する件 七五
- 正 誤
  - 平成二十八年三月二十九日付け号外第二十六号中 七六

## 告 示

**福島県告示第九十八号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年二月一日救急病院として認定した。  
 平成二十九年二月十四日

名称

所在地

福島県知事 内堀 雅 雄  
認定有効期限

福島赤十字病院	福島市入江町一一一三一	平成三二年一月三二日
一般財団法人大原記念財団大原綜合病院	同 市大町六一一	同 日
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四	同 日
公立藤田綜合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一四	同 日
医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡一四九	同 日
一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海五二四〇	同 日
公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	同 市駅前一一一七	同 日
公益財団法人星綜合病院	同 市向河原町一五九一	同 日
一般財団法人脳神経疾患研究所附属綜合南東北病院	同 市八山田七一一五	同 日
医療法人明信会今泉西病院	同 市朝日二一一八	同 日
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町二一六	同 日
竹田綜合病院	会津若松市山鹿町三二七	同 日
会津中央病院	同 市鶴賀町一一一	同 日
医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院	喜多方市松山町村松字北原三六四三一一	同 日
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生綜合病院	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	同 日
公立相馬綜合病院	同 同	同 日
医療法人相雲会小野田病院	相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	同 日
いわき市立綜合磐城共立病院	同 同	同 日
松村綜合病院	同 同	同 日
呉羽綜合病院	同 同	同 日
	同 市平字小太郎町一一一	同 日
	同 市錦町落合一一一	同 日

（地域医療課）

## 福島県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年二月十四日から同年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十九年二月十四日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀 雅 雄

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十七番地一ほか  
二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、八沢地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年二月十五日から  
同 年三月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

相馬市役所及び南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

相馬郡新地町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 笹木久五郎 遠藤一郎 遠藤楠寿 遠藤義明 遠藤長利 下山田一 岩崎大吉 吉田銀地 駒木根勘次 駒木根康 駒木根正栄 広井浅吉 佐藤福之助 山野一 山野勇 山野太一 山野昭平 山野武信 山野玄夫 山野義三 山野義亮 山野義宗 志賀久四郎 志賀定吉 志賀秀吉 手戸祐 小野安 深谷梅尾 上遠野敏雄 井沢芳雄 生田目博太郎 生田目富弥 生田目富次 生田目松男 生田目楠行 生田目正一 生田目重好 星勝義 足立銀之助 馬上清 平子之吉 瀬谷定雄 瀬谷寛一 瀬谷晴 瀬谷福次郎 緑川一市 緑川等 鈴木コウ 蓮実俊夫 蓮実英一 山野旺胤 山野義亮 永瀬直人 西光寺 古澤須賀子 為永嘉一 永瀬栄一郎 古沢富忠 高木孝男 高萩茂 榎田健次郎 榎田勝俊 榎田友七 榎田運吉 蛭田喜代子 蛭田幸男 蛭田庄司 蛭田弘 蛭田敏男 小沢義雄 常盤リイ 常盤数馬 井沢平雄 石森米治 丹野要 大谷トシ 羅知要

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市小高区泉沢字 薬師前八七番一地先か ら	変更前	一九・四	一五・〇
		変更後	二一・八	一五・〇
同	市小高区泉沢字 薬師前八三番一地先ま	変更前	一五・四	一五・〇
		変更後	一九・六	一五・〇

で

福島県告示第百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜港線	いわき市小名浜字辰巳 町二六番一地从先 同 市小名浜字定西 二九八番地先まで	変更前	A 一七・三 三二・九	五五・四
	いわき市小名浜字辰巳 町四七番二地从先 同 市小名浜字辰巳 町三八番一〇地从先まで	変更後	B 二九・三 四九・九	一六五・三
	いわき市小名浜字辰巳 町二六番一地从先 同 市小名浜字定西 二九八番地先まで	変更後	A 一七・三 三二・九	五五・四
	いわき市小名浜字辰巳 町四七番二地从先 同 市小名浜字辰巳 町三八番一〇地从先まで	変更後	B 二九・三 四九・九	一六五・三

(道路計画課)

福島県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき

建設事務所で平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	いわき市田人町荷路夫字風越外二 国有林三八一林班か四小班地先か ら 同 市田人町荷路夫字風越外二 国有林三八四林班い三小班地先ま で	平成二十九年二月一四日

(道路計画課)

福島県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町二六番一 地先から 同 市小名浜字辰巳町三三番二 地先まで	平成二十九年二月十四日

(道路計画課)

公 告

## 公告第32号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年2月14日

福島県知事 内堀 雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年3月10日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月10日（金）午後5時15分まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年2月14日（火）から同年3月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年3月3日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月27日（月）午前10時
- (2) 場所 自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月24日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成29年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and Operation of Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 27 March 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 24 March 2017

(4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731

( 税務システム課 )

公告第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、足駄木地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十八年十二月二十六日完了したので公告する。

平成二十九年二月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

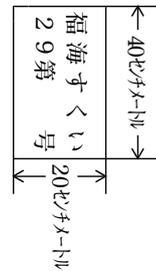
平成二十九年二月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認  
おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船  
すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十九年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月一日までとする。
- 四 制限又は条件  
制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
(1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域  
(2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）
- 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十四日

福島海区漁業調整委員会

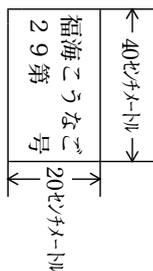
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認  
こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船  
こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、平成二十九年四月一日から同年三十日までとする。
- 四 制限又は条件  
制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十年二月二十八日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年三月二十九日付け号外第二十六号中

四	下	一六	福島県高圧ガス保安法第七十八條第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則	高圧ガス保安法第七十八條第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則
---	---	----	--	-------------------------------------